

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則  
 第1条第1号ただし書並びに第3条第1号ただし書及び第2号の規定に基づ  
 き、同規則第1条第1号ただし書の農林水産大臣が定める規模等

【岐阜県】

地 域 名	規則第1条第1号た だし書の規定に基づ き農林水産大臣が定 める規模(注1)	規則第3条第1号た だし書の規定に基づ き農林水産大臣が定 める規模(注2)	規則第3条第2号の 規定に基づき農林水 産大臣が定める規模 (注3)
	(ha)	(ha)	(ha)
岐阜市	3.2	16.0	8.4
羽島市	4.0	20.0	8.4
各務原市	4.0	20.0	7.8
山県市	2.6	12.8	8.8
瑞穂市	—	—	—
旧穂積町	2.6	12.8	7.0
旧巢南町	3.7	18.4	7.0
本巣市	—	—	—
旧本巣町(中山間地域)	2.6	12.8	4.3
旧真正町	2.6	12.8	7.0
旧糸貫町	2.6	12.8	7.0
旧根尾村(中山間地域)	2.6	12.8	4.0
北方町	3.0	15.2	8.1
笠松町	2.6	12.8	7.0
大垣市	—	—	—
旧大垣市	3.5	17.6	7.2
旧上石津町(中山間地域)	2.6	10.0	5.2
旧墨俣町	4.0	20.0	9.6
海津市	4.0	20.0	7.1
養老町	4.0	20.0	7.8
垂井町	—	—	—
旧垂井町	2.6	12.8	9.0
旧荒崎村	4.0	20.0	9.0
旧宮代村	3.8	19.2	9.0
旧表佐村	4.0	20.0	9.0
旧合原村	4.0	20.0	9.0
旧府中村(中山間地域)	4.0	20.0	9.0
旧岩手村(中山間地域)	3.7	18.4	9.0
関ヶ原町(中山間地域)	2.6	10.0	5.5
神戸町	4.0	20.0	9.3
輪之内町	4.0	20.0	8.1
安八町	—	—	—
旧結村	2.9	14.4	7.3
旧牧村	2.6	12.8	7.3
旧名森村	—	—	—
氷取集落	3.4	16.8	7.3
南今ヶ淵集落	4.0	20.0	7.3
大明神集落	3.4	16.8	7.3
北今ヶ淵集落	4.0	20.0	7.3
森部集落	4.0	20.0	7.3
大森集落	3.2	16.0	7.3

【岐阜県】

地 域 名	規則第1条第1号た だし書の規定に基づ き農林水産大臣が定 める規模(注1)	規則第3条第1号た だし書の規定に基づ き農林水産大臣が定 める規模(注2)	規則第3条第2号の 規定に基づき農林水 産大臣が定める規模 (注3)
	(ha)	(ha)	(ha)
南篠集落	4.0	20.0	7.3
中集落	4.0	20.0	7.3
外善光集落	3.2	16.0	7.3
善光集落	2.7	13.6	7.3
大野集落	4.0	20.0	7.3
中須集落	4.0	20.0	7.3
揖斐川町(中山間地域)	2.6	10.4	5.5
大野町	4.0	20.0	7.0
池田町	4.0	20.0	8.2
関市	—	—	—
旧関市	—	—	—
旧関町	3.4	16.8	7.9
旧田原村(中山間地域)	4.0	20.0	7.9
旧千疋村	4.0	20.0	7.9
旧下有知村	4.0	20.0	7.9
旧富野村3-1(中山間地域)	2.6	10.0	7.9
旧小金田村	4.0	20.0	7.9
旧保戸島村	2.9	14.4	7.9
旧中有知村2-2	2.6	12.8	7.9
旧南武芸村2-2	4.0	20.0	7.9
旧洞戸村(中山間地域)	2.6	10.0	4.0
旧板取村(中山間地域)	2.6	10.0	6.5
旧武芸川町(中山間地域)	—	—	—
旧東武芸村(中山間地域)	3.8	19.2	4.7
旧南武芸村2-1(中山間地域)	4.0	20.0	4.7
旧武儀町(中山間地域)	—	—	—
旧富之保村(中山間地域)	2.6	10.0	4.0
旧中之保村(中山間地域)	2.6	10.0	4.0
旧下之保村(中山間地域)	2.6	10.0	4.0
旧富之保村3-2(中山間地域)	2.6	10.0	4.0
旧上之保村(中山間地域)	2.6	10.0	4.0
美濃市(中山間地域)	2.6	10.0	5.4
郡上市(中山間地域)	—	—	—
旧八幡町(中山間地域)	2.9	14.4	4.3
旧大和町(中山間地域)	2.9	14.4	4.0
旧白鳥町(中山間地域)	2.9	14.4	4.4
旧高鷲村(中山間地域)	2.9	14.4	5.5
旧美並村(中山間地域)	2.9	14.4	4.7
旧明宝村(中山間地域)	2.9	14.4	4.0
旧和良村(中山間地域)	2.9	14.4	4.0
美濃加茂市	2.6	12.8	7.0
可児市	2.6	12.8	7.3
坂祝町	3.7	18.4	7.0
富加町	—	—	—
旧富田村	4.0	20.0	8.6
旧加治田村(中山間地域)	3.2	16.0	8.6
川辺町(中山間地域)	2.6	10.0	4.0

【岐阜県】

地 域 名	規則第1条第1号ただし書の規定に基づき農林水産大臣が定める規模(注1)	規則第3条第1号ただし書の規定に基づき農林水産大臣が定める規模(注2)	規則第3条第2号の規定に基づき農林水産大臣が定める規模(注3)
	(ha)	(ha)	(ha)
七宗町(中山間地域)	2.6	10.0	4.2
八百津町(中山間地域)	2.6	10.0	4.7
白川町(中山間地域)	2.6	10.0	4.8
東白川村(中山間地域)	2.6	10.0	5.2
御嵩町	2.6	12.8	7.6
多治見市	2.6	12.8	7.0
瑞浪市(中山間地域)	2.6	10.0	4.4
土岐市	2.6	12.8	7.0
中津川市(中山間地域)	2.7	13.6	5.2
恵那市(中山間地域)	3.0	15.2	4.3
下呂市(中山間地域)	2.6	10.0	4.3
高山市	3.4	16.8	7.0
飛騨市(中山間地域)	2.6	10.0	4.4
白川村(中山間地域)	2.6	10.0	6.0

注1 「規則第1条第1号ただし書の規定に基づき農林水産大臣が定める規模」とは、認定農業者に係る経営規模である。

注2 「規則第3条第1号ただし書の規定に基づき農林水産大臣が定める規模」とは、集落営農組織に係る経営規模である。

注3 「規則第3条第2号の規定に基づき農林水産大臣が定める規模」とは、生産調整面積の過半を受託する組織に係る経営規模である。